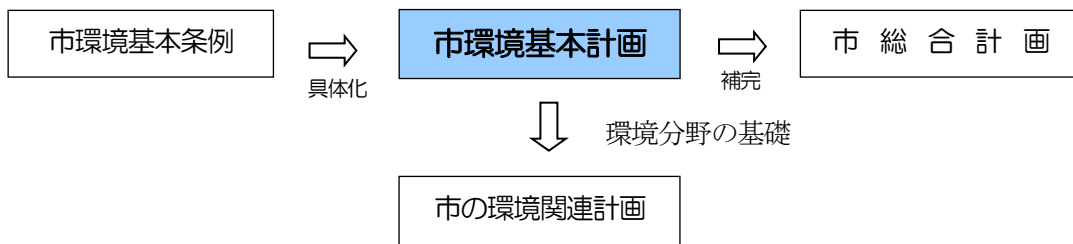


第 2 次環境基本計画の策定について

1 計画策定の趣旨

平成 22 年 3 月に策定した「射水市環境基本計画」の計画期間満了に伴い策定するもので、市民・事業者・行政の参画と協働のもと、良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、環境の保全に関する基本計画を策定する。

また、射水市環境基本条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な考え方、長期的な目標、必要な推進事項を盛り込み策定するもの。



2 計画の期間

本計画の対象期間は、平成 30 年度から平成 39 年度までとする。

ただし、今後の環境に関する課題や経済社会状況の変化等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行う。

3 第 2 次環境基本計画の環境像について

環境像のイメージ「自然とともに生きるまちづくり」

4 第 2 次環境基本計画の対象項目

環境は様々な要素から構成されていることを考慮し、市の総合計画にある「潤いのある安心して暮らせるまち」の実現に向けて、次の項目を主な対象とする。

- (1) 生活環境の保全 (大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、廃棄物等)
- (2) 自然環境の保全 (生物多様性、自然とのふれあい等)
- (3) 地球環境の保全 (地球温暖化対策、オゾン層破壊、PM2.5 等)
- (4) 水環境の保全 (身近な水や緑、歴史的文化的環境等)
- (5) 循環型社会の構築 (ごみ減量化、資源リサイクル、食品ロス削減、新エネルギー等)
- (6) 持続可能な社会の構築 (環境保全活動、環境美化活動、環境教育・学習等)

5 策定スケジュール

平成 29 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画素案作成		■										
環境審議会開催					■			■			■ (答申)	
専門部会開催				■			■					
庁内関係各課との検討協議		■										
パブリックコメント実施										■		
パブリックコメント結果の集約											■	
議会報告									■			■